

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会会費還元金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会支部・地区社会福祉協議会設置規則（以下「規則」という。）に規定する支部社会福祉協議会（以下「支部社協」という。）及び地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）に対して、安曇野市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく地域福祉活動の推進、並びに支部社協及び地区社協の円滑な事業推進を目的とし、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会会費（以下「会費」という。）還元金（以下「還元金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(還元金交付の範囲)

第2条 還元金の交付を受けられるのは、規則に規定する支部社協及び地区社協（以下「地区社協等」という。）とする。

(財源)

第3条 還元金の財源は、会費収入を充てる。

(財源の表示)

第4条 還元金を充当した事業の実施に際し、会費収入による還元金を財源としている旨を告知文あるいは購入備品等に表示するものとする。

2 前項の表示に当たっては「この事業には皆様からご協力をいただいた社協会費が使われています」に統一するものとする。

(交付額の基準)

第5条 支部社協に交付する還元金額は、当該支部社協が所属する安曇野市社会福祉協議会支所（以下「支所」という。）が前年度に収入した会費の総額の概ね5パーセントの額とする。

2 地区社協に交付する還元金額は、次の各号の合計額とする。

(1) 当該地区社協が属する区あるいは自治会の前年度の普通会費及び賛助会費の総額の25パーセントの額。

(2) 別に定める計算方式で算出した当該支所の前年度会費の総額から普通会費及び賛助会費を除いた額の概ね25パーセントの額を各支所内の地区社協数で除して得た額。

(申請の手続)

第6条 交付を受けようとする地区社協等は、還元金交付申請書兼概算払請求書（様式第1号）並びに地域福祉活動計画書及び予算書（様式第2号）に、地区社協等の独自の事業計画書、予算書、役員名簿及び規約を添えて会長に提出するものとする。ただし、地区社協等の総会資料で金額及び使途が確認できる場合は、これをもって事業計画書及び予算書に代えることができる。

(審査・交付)

第7条 会長は、地区社協等から提出された申請書を受理し、これを審査し、交付を適当と認めるときは還元金を交付するものとする。

(適正使用)

第8条 交付を受けた地区社協等は、交付を受けた還元金について適正に処理しなければならない。

(経理)

第9条 地区社協等は、交付を受けた還元金を他の団体と共用することはできないものとする。

(実績報告)

第10条 交付を受けた地区社協等は、会計年度終了後速やかに地域福祉活動計画実施報告書及び精算・決算書（様式第3号）に、地区社協等の独自の事業報告書及び決算書を添えて会長に提出するものとする。ただし、地区社協等の総会資料で同様の内容が確認できる場合は、これをもって事業報告

書及び決算書に代えることができる。

2 会長は、不実の申請、申請の内容と異なる事業の実施あるいは適正使用がされなかった事実を確認したときは、地区社協等に対し、交付額の一部又は全部について返却を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。